

(その1)

収 支 報 告 書

令和06 年分
開催分

(ふ り が な) ふなだはじめこうえんかいそうれんごうかい

1 政治団体の名称 船田元後援会総連合会

2 主たる事務所の所在地 宇都宮市一の沢1-2-6

3 代表者の氏名 青木 勲

4 会計責任者の氏名 山本 光雄

事務担当者の氏名

(電話) 村井 久代
028-666-8735

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届 出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名 船田 元	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者 の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者 の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

受 5/16 審 5/16 入 7/9 番 0760019

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,759,397
(前 年 か ら の 繰 越 額)	2,888,373
(本 年 の 収 入 額)	871,024
支 出 総 額	3,098,718
翌 年 へ の 繰 越 額	660,679

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
その他の事業収入	871,000	
この頁の小計	871,000	
合計	871,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	24	
合 計	24	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	158,808	0	
(4) 事 務 所 費	1,978,356	0	
小 計	2,137,164	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	20,550	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	941,004	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	941,004	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	961,554	0	
合 計	3,098,718		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	158,808				
合 計	158,808				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
電話代	14,119	R6/1/25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,504	R6/2/21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,436	R6/3/21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,100	R6/4/23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,220	R6/5/22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,432	R6/6/21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	14,907	R6/7/24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
郵送代	79,890	R6/8/5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話代	17,916	R6/8/22	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	16,843	R6/9/25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
郵送代	17,010	R6/10/4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
受取人払	60,464	R6/10/15	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話代	15,523	R6/10/29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	24,242	R6/11/20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話代	22,404	R6/12/23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
こ の 頁 の 小 計	355,010				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
家賃(2月分)	50,000	R6/1/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(3月分)	50,000	R6/2/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(4月分)	50,000	R6/3/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(5月分)	50,000	R6/4/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(6月分)	50,000	R6/5/20	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(7月分)	50,000	R6/6/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(8月分)	50,000	R6/7/18	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(9月分)	50,000	R6/8/20	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(10月分)	50,000	R6/9/18	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
駐車場代	303,600	R6/9/30	(株)パーキングソリューションズ	栃木県宇都宮市錦2-5-1	
駐車場代	110,000	R6/10/10	学校法人テレビッシー学院	栃木県宇都宮市大通り1-2-5	
家賃(11月分)	50,000	R6/10/29	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃	500,000	R6/11/5	丸伊呉服店	栃木県宇都宮市宮町3-11	
家賃(12月分)	50,000	R6/11/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
家賃(1月分)	50,000	R6/12/19	自由民主党栃木県第一選挙区支部	栃木県宇都宮市一の沢1-2-6	
こ の 頁 の 小 計	1,513,600				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
警備料	76,032	R6/11/14	北関東総合警備保障㈱	栃木県宇都宮市不動前1-3-14あ んしんかんビル	
こ の 頁 の 小 計	76,032				
そ の 他 の 支 出	33,714				
合 計	1,978,356				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				交際費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
年会費	20,000	R6/7/18	北総警グループ「イーグル会」	栃木県宇都宮市不動前1-3-14	
こ の 頁 の 小 計	20,000				
そ の 他 の 支 出	550				
合 計	20,550				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
				その他の事業費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
飲食代	78,431	R6/2/28	宇都宮東武ホテルグランデ	栃木県宇都宮市本町5-12	
飲食代	58,927	R6/4/25	宇都宮東武ホテルグランデ	栃木県宇都宮市本町5-12	
弁当代	12,960	R6/6/12	(有)石の巻屋	栃木県宇都宮市宮町1-3	
研修旅行代	709,780	R6/8/19	関東ツアーサービス(株)	栃木県宇都宮市築瀬4-25-5関東自動車ビル2階	
会場使用料	28,600	R6/10/4	護国会館	栃木県宇都宮市陽西町1-37	
飲食代	45,000	R6/12/10	トラットリア アイローネ	栃木県宇都宮市馬場通り2-2-10	
こ の 頁 の 小 計	933,698				
そ の 他 の 支 出	7,306				
合 計	941,004				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 12日

政治団体の名称 船田元後援会総連合会

会計責任者の氏名 山本 光雄



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 9 日

船田元後援会総連合会
代表 青 木 勲 殿

登録政治資金監査人 松 井 由
登 録 番 号 第 9 7 4
研修修了年月日 平成 21 年 4 月 21 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、船田元後援会総連合会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、船田元後援会総連合会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

船田元後援会総連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、船田元後援会総連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上